

新宿区における情報公開制度（概要）

1 目的

- (1) 情報の公開を請求する権利を明らかにし、区民の知る権利を保障する。
- (2) 区政情報を積極的に公開することによって、区民の区政参加を推進し、公正で民主的な区政を実現する。

2 実施機関

区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会

3 対象とする情報

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、ビデオテープ及び録音テープであって、組織的に用いられているもの
ただし、次に掲げるものを除く。

ア 書籍その他不特定多数の者に販売し、又は配布することを目的として発行されるもの

イ 歴史的、文化的資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

4 請求権者

- (1) 区内に住所を有する者
- (2) 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 区内に存する学校に在学する者
- (5) 実施機関が行う事務事業に直接的な利害関係を有するもの

5 任意公開

請求権者以外のものから情報の公開の申出があった場合には、請求権者の請求に準じて情報の公開を行う。

6 公開しないことができる情報

- (1) 法令の規定により、公開することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報

ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されてる情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要かつやむをえないと認められる情報

ウ 地方公務員の職務遂行に係る情報で、当該公務員の職、氏名、職務遂行の内容に係る情報

(3) 法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより、当該法人等に著しい不利益を与えると認められるもの

ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

(4) 審議、検討又は協議に関する情報

区の機関並びに国及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討または協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがあるもの

(5) 行政運営情報

区の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのあるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるもの

ウ 人事管理に係る情報に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの

(6) 犯罪の予防・捜査等情報

7 部分公開

公開請求された情報に、非公開情報がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、その部分を除いて当該情報を公開する。

8 公文書の存否に関する情報

公開請求に対して、請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、当該公開請求を拒否できる。

これは、たとえば次のような場合です。

生活保護受給の有無等の公開請求の場合、個人情報であるという理由で非公開にすると、生活保護を受給していることが明らかになり、不存在という理由で非公開にすると、生活保護を受給していないことが明らかになり、これでは特定の個人の利益が保護されないので、このような場合に公開請求を拒否できるとしたものです。

9 請求方法及び決定手続等

(1) 所定の請求書に必要な事項等を記載して、請求する。

(2) 請求書の提出は、原則として、各課の窓口で行う。

- (3) 公開可否の決定は、原則として、公開請求を受けた日に行うが、即日に公開可否の決定が行えない場合は、請求の日から14日以内に行い、請求者に通知する。ただし、14日以内に決定できないときは、30日を限度に延期でき、それでも決定できないときは、さらに相当の期間を延長できる。
- (4) 情報の公開は、閲覧、視聴又は写しの交付によって行う。
- (5) 情報の閲覧、視聴は無料、写しの交付を受けるものは実費を負担する。

10 救済手続

情報の公開・非公開決定処分に不服のある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる。

不服申立てを受けた場合は、当該決定を取り消すとき及び当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、「情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その意見を尊重して当該不服申立てに対する決定を行う。

1.1 情報公開・個人情報保護審査会

救済機関として、情報公開・個人情報保護審査会を設置する。

1.2 情報公開・個人情報保護審議会

諮問機関として、情報公開・個人情報保護審議会を設置する。

1.3 指定管理者の情報公開

区の公の施設の管理を行う指定管理者に対し、この条例の趣旨を尊重し、情報公開を行うために必要な措置を講じる義務を課している。

1.4 出資法人等の情報公開

区が出資する法人等で区長が指定するものに対し、情報公開について努める責務について定め、一方、区長に対して出資法人等の情報公開について指導する責務を課す。（区長指定法人等は以下のとおり。）

- (1) 社団法人 新宿区シルバー人材センター
- (2) 社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会
- (3) 公益財団法人 新宿区勤労者・仕事支援センター
- (4) 社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団
- (5) 公益財団法人 新宿未来創造財団
- (6) 公法人 新宿区土地開発公社

1.5 実施状況の公表

毎年1回、広報等により公表する。

1.6 実施年月日

平成13年10月1日から新条例施行

- (昭和62年4月1日から公文書公開制度として実施していたものを全面改正)
- 平成15年4月1日 一部改正(独立行政法人関係の調整)
- 平成16年4月1日 一部改正(地方独立行政法人関係の調整)
- 平成17年4月1日 一部改正(個人情報保護条例の改正に伴う規定整備及び
指定管理者の情報公開の調整)
- 平成18年6月19日 一部改正(同一内容の不服申立てに関する審査会への
諮問義務の解除)
- 平成19年10月1日 一部改正(郵政民営化に伴う非公開情報の調整)